

# 西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

——異本注記の有無について—— (三)

本稿は左記の拙論の続編である。

- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 ——異本注記の有無について—— (二)」  
〔鶴見大学紀要〕 第47号 第一部 日本語・日本文学編 平成22年3月
- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 ——異本注記の有無について—— (二)」  
〔鶴見大学仏教文化研究所紀要〕 第15号 平成22年4月

小林 恭治

13、「ヌイ」(12オ)

資料 B-11

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>假</p> <p>胡<sup>コ</sup>假<sup>カ</sup>反<sup>ハ</sup> 及<sup>キ</sup> ヒルカシ<sup>シ</sup> モトル<sup>ル</sup> フシコ<sup>ク</sup>ル            セメク<sup>ク</sup> ソメク<sup>ク</sup> アラソウ<sup>ウ</sup> ユク<sup>ク</sup> ミツ<sup>ツ</sup>            タカフ<sup>フ</sup> モチ<sup>チ</sup> アカル<sup>ル</sup> イソク<sup>ク</sup></p>	<p>假</p> <p>胡<sup>コ</sup>假<sup>カ</sup>反<sup>ハ</sup> 及<sup>キ</sup> モトル<sup>ル</sup> ヒスカシ<sup>シ</sup> ユク<sup>ク</sup> フシコ<sup>ク</sup>ル            セメク<sup>ク</sup> ソメク<sup>ク</sup> アラソウ<sup>ウ</sup> ユク<sup>ク</sup> ミツ<sup>ツ</sup>            モチ<sup>チ</sup> アカル<sup>ル</sup> イソク<sup>ク</sup></p>	<p>假</p> <p>胡<sup>コ</sup>假<sup>カ</sup>反<sup>ハ</sup> 及<sup>キ</sup> ムツ<sup>ツ</sup> フシコ<sup>ク</sup>ル セメク<sup>ク</sup> ソメク<sup>ク</sup> アラソウ<sup>ウ</sup>            モトル<sup>ル</sup> ヒスカシ<sup>シ</sup> ニツ<sup>ツ</sup> ヲカフ<sup>フ</sup> モチ<sup>チ</sup> アカル<sup>ル</sup> イソク<sup>ク</sup></p>
13オ	12オ	仏上 22・23

資料 B-11 の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表 B-11 a に観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>⑩ タカフ</p> <p>⑤ セメク</p> <p>① 胡<sup>コ</sup>假<sup>カ</sup>反<sup>ハ</sup></p> <p>⑪ モチ□ル</p> <p>⑫ アカル</p> <p>⑬ イソク</p>	<p>⑫ モチ井ル</p> <p>⑥ セメク</p> <p>① 胡<sup>コ</sup>假<sup>カ</sup>反<sup>ハ</sup> 及<sup>キ</sup></p> <p>⑦ ソソク</p> <p>⑬ アカル</p> <p>⑭ イソク</p>	<p>② モトル</p> <p>③ ヒスカシ</p> <p>④ ユク</p> <p>⑤ フシコル</p> <p>⑥ セメク</p> <p>⑦ ソメク</p> <p>⑧ アラフウ</p> <p>⑨ ミツ</p> <p>⑩ タカフ</p> <p>⑪ モチ井ル</p> <p>⑫ ーカル</p> <p>⑬ イソク</p>

表 B-11-a

観智院本	西念寺本	高山寺本
① 胡鬢反 <sup>フツ</sup> ② モトル ③ ヒスカシ ④ ユク ⑤ フシコル ⑥ セメク ⑦ ソメク ⑧ アラフウ ⑨ ミツ ⑩ タカフ ⑪ モチ井ル ⑫ アカル ⑬ イソク	① 胡鬢 <sup>フツ</sup> 又 ② モトル ③ ヒスカシ ④ ユク ⑤ フシコル ⑥ セメク ⑦ ソメク ⑧ スイ ⑨ アラソウ ⑩ タカフ ⑪ ミツ ⑫ モチ井ル ⑬ アカル ⑭ イソク	① 胡鬢反 <sup>フツ</sup> ② ヒ爪カシ ③ モトル ④ ユク ⑤ フシコル ⑥ セメク ⑦ ソヌク ⑧ スイ ⑨ アラソウ ⑩ タカフ ⑪ モチ□ル ⑫ アカル ⑬ イソク

は、カタカナの『メ』を書き損じたものと思われる。<sup>(38)(39)</sup>「メ」字が、本来、カタカナの『メ』であったとすると、西念寺本の⑦「ソメク」は『ソメク』とあつたことになり、西念寺本の異本注記⑧「ヌイ」は、それが付された当初において、「ソメク」の『メ』が異本では『ヌ』と記されている」の意であった可能性がある。カタカナの『メ』と『ヌ』は字画の状況が類似しているので、『メ』字の『ノ』画と、『ヌ』の『フ』画の起筆部付近においては、わずかな筆遣いの加減により、次の転写者が字画を誤認する可能性があり、その結果、カタカナの字体を変更してしまう可能性が相互に存することが充分に考えられる。

そこで表 B-11-a で、西念寺本の⑦「ソメク」に対応する各写本の注記の状況を確認すると、観智院本では⑦「ソメク」、高山寺本では⑥「ソヌク」とあることがわかる。しかし、高山寺本の⑥「ソヌク」は意味不明であるので、

表 B-11-a を見ると、西念寺本の標出漢字「恨」のカタカナ注記⑧「ヌイ」が観智院本に見えない。鎮国守国神社本は項目自体が佚文となっているが、この⑧「ヌイ」は、高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

西念寺本の⑧「ヌイ」は、左隣の⑦「ソメク」の「ノ」字の右に記されていることから、「ソメク」の『ノ』が異本では『ヌ』と記されている」の意を示したものと思われる。

ところで、西念寺本の⑦「ソメク」の「メ」字

西念寺本の⑦「ソメク」は、観智院本の⑦にあるように「ソメク」を書き誤ったものと考えられる。

西念寺本の異本注記⑧「ヌイ」の内容は、高山寺本の⑥「ソヌク」と一致していることになるが、高山寺本の⑥「ソヌク」も転写の段階で『ソメク』を書き誤ったものと思われる。

西念寺本の⑦「ソメク」の「メ」の字形から、西念寺本の状況は観智院本に近いことがわかるが、一方、西念寺本が対照した異本は、高山寺本の状況と同様であったことがわかる。

#### 14、「迅イ」(13オ)

資料 B-12

高山寺本	西念寺本	観智院本
13ウ	12ウ	仏上 23

資料 B-12 の西念寺本の標出漢字「倂」の反切注記「迅規又」の「迅」字の右の「迅イ」という注記が観智院本に見えない。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この「迅イ」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

この西念寺本の「迅イ」は、「反切注記の『迅規又』の『迅』が異本では『迅』と記されている」の意を示していると思われる。そこで、資料 B-12 に見える各写本の標出漢字「倂」に対する反切注記の記載状況を見ると、それら反切注記は、表 B-12-a に示したように、写本間で声母字、韻母字ともに、その字形に相違が存することが確認される。

表 B-12-a

觀智院本	西念寺本	高山寺本
□規父	迫規父	匹規反

取される。そして、さらに、その他の残存部分から、觀智院本の声母字は、西念寺本の異本注記「込イ」の「込」字と同様の字画であった可能性が考えられる。

一方、標出漢字「此」の漢字音からすれば、ここでの反切注記は、高山寺本の「匹規反」で矛盾がないと思われることから、当初の記述は『匹規反』とあったものと思われる。そこで、西念寺本における異本対照が実施されるまでには、『匹規反』の声母字『匹』の記載状況が、次のように変化したものと推測される。

〈第1段階〉「此」項目の反切注記の声母字は、高山寺本のように当初、『匹』であった。

〈第2段階〉觀智院本・西念寺本の元となる系統の写本では、その『匹』字の最終画の「」を「」と勘違いして誤写が発生し、『込』が成立した。

〈第3段階〉西念寺本の系統の写本では、『込』の「え」の部分で『口』を書き崩したものであると誤解し、『え』の箇所を楷書化する意図で、『迫』が成立した。

〈第4段階〉西念寺本の系統では、異本対照が実施され、その際に、〈第3段階〉の段階の『迥』字に対して、〈第2段階〉の写本の『𪛗』を参照し、それにしたがって『𪛗イ』を異本注記として追記した。

ゆえに、西念寺本の「𪛗イ」の情報源となった異本は、右の〈第2段階〉の写本であろうことが推測される。

また、西念寺本の反切注記「迥規又」の韻母字の「規」については、高山寺本に「規」とあることから、『規』字を誤写したものと思われるが、これについては、異本注記が付されていない。とすれば、「𪛗イ」を付記した異本対照時においては韻母字についての異同はなかったということになるから、西念寺本の韻母字が「規」と記されるようになったのは、「𪛗イ」の際の異本対照が実施された後のことであったということになる。とすると、韻母字「規」が成立した後、西念寺本では再び異本対照がなされていない可能性があるということにもなりそうである。

### 15、「𪛗イ」(13才)

資料B-13

高山寺本	西念寺本	観智院本
14才	13才	仏上 24

資料B-13の西念寺本の標出漢字「𪛗<sup>15</sup>」の項目の末尾の「𪛗イ」という注記が観智院本に見えない。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この「𪛗イ」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

ところで、この西念寺本の「𪛗イ」の注記については、「イ」とあるところから異本注記であるように思われるが、「𪛗イ」が意味するところについては、その「𪛗イ」の「𪛗」字の字形の問題と、注記自体の記載場所

の問題から、西念寺本本文のどの文字に対する注記であるかという点について、解釈が分かれる。

まず、「𦵑イ」を一見したところでは、次の二つの解釈が考えられる。

〈a〉「𦵑イ」は、西念寺本の第一注記「又漸」の「漸」字の左に記されているところから、「『漸』は異本では『𦵑』と記されている」の意を示している。

〈b〉「𦵑イ」は、西念寺本の第二注記「悉借父」の直後に記されており、「𦵑イ」の「𦵑」字の字形が、「悉借父」の韻母字「借」字に似ているところから、「反切注記の『悉借父』の韻母字『借』が異本では『𦵑』と記されている」の意を示している。

しかし、〈a〉の場合は、異本対照の対象とされた西念寺本の「漸」字については、資料B-13の観智院本・高山寺本と比較しても字体的な相違がないように思われ、また、一般論として、「漸」字を書き崩したり、または誤記したとしても、「𦵑イ」の「𦵑」字のように変形する可能性が低いように思われるので、〈a〉の案は比較対照する文字相互の字画の状況から、否定されてよいと考える。

〈b〉の場合、その第二注記である反切の記載状況には、表B-13-aに示したように、写本間で声母字、韻母字ともに、その字画に相違が見られる。

表B-13-a

高山寺本	西念寺本	観智院本
□ 漬反	悉借义	悉債义

表B-13-aを見ると、観智院本では、声母字が「悉」、韻母字が「債」となっている。韻母字の「債」はいわゆる『債』字と考えてよいであろう。高山寺本では、声母字が虫損のため確認できないが、韻母字は「漬」であることが確認できる。そうした状況の中で、西念寺本の韻母字が「借」とあるところからすると、「債」の現況について、次の二案が考えられる。

〈c〉西念寺本の「債イ」は、韻母字の「借」字の記載が、異本では観智院本のような「債」(『債』)字であることを示したが、それを誤記してしまったもの。

〈d〉西念寺本の「債イ」は、韻母字の「借」字の記載が、異本では高山寺本のような『漬』字であることを示したが、それを誤記してしまったもの。

先の〈b〉案にしたがった場合、〈c〉案の「債」(『債』)字も、〈d〉案の『漬』字も、ともに、傍の部分は『責』と考えてよいであろうから、西念寺本の「債イ」の「債」字の傍の部分は、『責』を記そうとして書き損じたものという解釈が可能となる。すると、この場合、〈c〉と〈d〉の相違点は偏の部分ということになり、〈c〉案の『債』字の「イ」か、〈d〉案の『漬』字の「ィ」かということになる。しかし、「イ」も「ィ」も、書き崩した際には、



「𦵑イ」の「𦵑」のように「一」のように記されることがあり得るので、どちらを記そうとしたのかは断定できなくなってしまう。<sup>(42)</sup>

以上の解釈案は、「𦵑イ」を一見したところで推測されるものであるが、更なる推測が許されれば、「𦵑イ」の「𦵑」の解釈次第では、次の〈e〉も考えられる。

〈e〉「𦵑イ」は、西念寺本の第二注記「悉借父」の次に記されているところから、「異本では第三注記として、『𦵑』の記述がある」の意を示している。

〈e〉案は、「𦵑イ」を、西念寺本にない第三注記が異本に存在することを示唆していると考えるものである。

資料B-13の観智院本の第三注記「盡、」は、『盡、』を記したものと考えられる。そもそも資料B-13の標出漢字「𦵑」の語義としては『尽』が考えられるので、『𦵑』の異体字である『盡』の記載があつても不審ではない。そこで、資料B-13の高山寺本を見ると、第三注記の記載箇所が虫損ではあるものの、残された部分からは、観智院本の「盡、」と類似した記述がなされていたであろうことが十分に推測される。すると、西念寺本では、この『盡、』に相当する注記が脱漏していることになる。<sup>(43)</sup>

転写作業時における注記の脱漏については、様々なケースが考えられるが、項目内の注記が多数の場合、目移りなどの理由で脱漏することが考えられやすいものの、項目内の「注記が少ない場合には絶対に脱漏しない」とも限らない。脱漏の原因は記述の分量によらないというのが、慎重な姿勢であると言えるが、その一方、異本との比較対照を目的とした作業において、『盡、』の脱漏を見逃すにしては、資料B-13の標出漢字「𦵑」の項目の注記は数が少な過

ざる感がある。

そこで、ここまでの考察から、資料B-13の西念寺本の現状については、次のことが言えることになる。

### 「資料B-13における西念寺本の現状」

西念寺本においては、観智院本・高山寺本の末尾に記されている『盡、』に対する異本注記がないという極めて不自然な状況がある一方で、どの記述に対するものか判然としない「𦵑イ」という異本注記が項目の末尾に存在している。

右の「西念寺本の現状」からすれば、西念寺本の「𦵑イ」という異本注記は、「本来、『盡、イ』と記されていたものが誤写してしまった」と考えるのが、最も自然な解釈ではないかと思われる。

そこで、「𦵑イ」の「𦵑」字を、一文字の漢字ではなく、記号と漢字が一漢字であるかのように合わさってしまったものとして、いわゆる漢字の「偏」と「旁」のように、右と左の部分ごとに分解して考えるのはどうだろうか。すなわち、「𦵑」を、一つの漢字であれば偏に相当しそうな「丨」と、旁に相当しそうな「𦵑」に分けて考えてみるのである。

そして、右の部分の「𦵑」については、『盡』を書き損じたものと考ええる。左の部分の「丨」については、〈d〉において、漢字の字画の一部と考えて、『イ』や『𦵑』を書き崩したのものではないかとしたが、「丨」は、『盡、』の記述が存する異本の当該箇所を指示する「丨」のような記号だったのでないかと考える。以上により、西念寺本の「𦵑イ」の「𦵑」は、記号の「丨」と漢字の『盡』が、転写の過程で一字の漢字であるかのようになって

しまったのではないかと推測する。

最後に、『盡、イ』の『、』については、どこかの転写段階で脱漏したということも考えられるし、『盡』字の末尾の字画と思われて、「夔」字の末尾の字画として吸収されたとも考えられる。<sup>(4)</sup>

16、「古本ニも如此大ニアリ」(13ウ)

資料 B-14

高山寺本	西念寺本	観智院本
健 達 音 逃、 14ウ	健 達 上逃、 古本ニも如此大ニアリ 13ウ	健 達 上逃、 仏上 25

資料 B-14 の西念寺本の標出漢字「健」<sup>(5)</sup>の項目には、一見すると標出漢字「健」の異体字かと思われる「達」字が大書されており、その左下には、「古本ニも如此大ニアリ」と小字で記された一文が見える。そして、この「古本ニも如此大ニアリ」は観智院本に見えない。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、これは高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

西念寺本の標出漢字である「健」字と、「達」字については、「集韻」に「健達達」<sup>(6)</sup>の項目があり、その注記に「博雅逃也一日行不／相遇或作健達達」とあることから、西念寺本のように「健」字と「達」字が標出漢字として並記されていても、それ自体は誤りとは言えないが、資料 B-14 の観智院本・高山寺本ともに「達」字を親字としては大書しておらず、項目内の注記を見ても、観智院本では類音注記「達上」と意義注記「逃、」、高山寺本では類音注記「達音」と意義注記「逃、」とあることから、西念寺本の「達」字は、本来、標出漢字として記されていたのではなく、類音注記「達上」の一部として記されていたものと思われる。

ところが、西念寺本には、その「達」字に対して「古本ニも如此大ニアリ」とあり、西念寺本の「達」字を大書し

ていることに対して、お墨付きを与えるような但書きが付されているのである。

この「古本ニも如此大ニアリ」という記述は、本稿で対象とする「異本注記」と同列に扱うことには疑問もある。「古本ニも如此大ニアリ」の「古本」が、「異本」の概念に含まれるかどうかという点については問題があるからである。この点については、「異本」の概念自体を確認しておかなければならない。そこで、「異本」の概念については、

〈a〉比較対照による注記を書き入れたい「当該本」以外の写本を「異本」という。

〈b〉比較対照による注記を書き入れたい「当該本」の属する書写系統以外の写本を「異本」という。

ということが考えられるが、両者の区別は、境界が曖昧にならざるを得ない。ここでの「古本」の概念としては「当該本よりも先に成立した写本」であることには異論がないであろうが、「先に成立した写本」が同系統の写本であるか否かについては、系統の全貌が明らかでないかぎり、異本対照者による判断は不可能であるからである。

しかし、この「古本ニも如此大ニアリ」を記した人物が「古本」と呼称して『イ本』などとしなかった点を考慮すれば、「古本」は転写時の『底本』の意としてよいかもしれない。もちろん、この「古本」がどのようなものであったかは不明であるが、資料B-14のように、「達」字が大字で記されていたのであれば、観智院本の系統とも、高山寺本の系統とも異なるものであったということにはなる。とすれば、この「古本ニも如此大ニアリ」という記述は、西念寺本が現存の観智院本からの直接的な転写本ではないことを示唆する明確な用例となるものと思われる。

「古本」に該当する写本の可能性としては、この項目を逸している鎮国守国神社本や宝菩提院本の系統のものであ


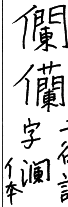
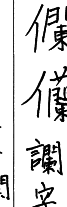
ることも考えられるが、もちろん、全く未知の写本であるのかもしれない。

しかしながら、「古本」を対照して、「達」字の大小を確認したわけであるから、対照者は資料B-14の西念寺本の「達」字が大書されていることを不審に感じていたということになる。とすれば、「古本」も如此大ニアリ」と記していることの意味内容も、「達」字が大書されていることに対して、「古本」でも同様であることを確認して、安堵しているのではなく、「古本」においても「誤って大書されている」の意が含まれているものと思われる。

この「古本」も如此大ニアリ」を記した対照者は、名義抄の記載内容をよく理解している人物であると思われることから、諸々の誤写等を繰り返している書写者とは別人ではないかと推測される。誤写が発生した転写の後に、右の対照者による「古本」も如此大ニアリ」の書き込みが行われたのであれば、それらの誤写にも何らかのコメントが付けられたであろうと思われるところからすれば、ここでの対照者による「古本」も如此大ニアリ」の書き込みがなされた後に、様々な誤写が発生したものと考えられる。

### 17、「瀾イ本」(15才)

### 資料B-15

高山寺本	西念寺本	観智院本
		
16才	15才	仏上 28

資料B-15の西念寺本の標出漢字「儻」<sup>17</sup>の末尾の注記の「瀾イ本」という注記が観智院本に見えない。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この「瀾イ本」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

西念寺本の「瀾イ本」は、注記の末尾に記されているが、その直前の異体字注記の「調字」の「調」字に付されたものと思われる、「異体字注記

『調字』の『調』が異本では『調』と記されている」の意を示した異本注記と思われる。

しかし、表B-15-aにまとめたように、資料B-15の西念寺本の異体字注記「調字」の「調」〔A〕と、異本注記「調イ本」の「調」〔B〕の相違点は、一見したところでは、〈a〉～〈c〉の三つ存すると思われる、西念寺本の異本対照者が、それらのどの点に着目して相違点と見做したのかということについては、明確ではないと思われる。さらに、この問題は、単に、この項目の中での個別の問題に留まらず、西念寺本における「異本対照」という行為自体の本質を再確認する必要をも孕んでいるものと思われる。

表 B-15-a

	〔A〕 調	〔B〕 调
〈a〉	・偏が「言」。	・偏が「言」。
〈b〉	・旁が「門」。	・旁が「門」。
〈c〉	・門構えの内部が「东」。	・門構えの内部が「東」。

〈a〉異本対照者は、「偏」の相違に着目し、「言」の字画が異本の〔B〕「调」では「言」になっていることを示したかった。「言」は『言』を書き崩したものと考える。

さて、この、西念寺本の異本対照者が「調イ本」を付した真意は何かという問題で、まず気がつくのは、表B-15-aの〈a〉の、偏の相違である。すなわち、

ということである。この〔B〕「调」の偏の字画の「言」を『言』を書き崩したものであると考えると、これは当該本で『調』と記されている漢字が、異本では『调』と記されているということになる。『調』と『调』は意義的にも

別字であるから、これは単なる字画の相違を示しただけでなく、異本対照者は、「異本では別字が記されている」ということを注記で示したということにもなってしまう。

しかし、そもそも、異本との比較対照の場において、対照する漢字相互の字画に相違点があったとしても、その違いにどういふ価値が存するのかということ、対照者自身が知識として認識していないかぎり、字画の相違が誤字に繋がるか否かの判別はおろか、その相違が異体字を示すのか、別字を示すのかということも判断することも不可能である。

そうした比較対照の場において、異本において相違する記述をそのまま転記するのみの異本注記の追記作業は、見かけ上の相違を発見しさえすれば、誤字の判断はもちろん、異体字や別字の認定においても、字画の相違による価値を判断する必要がない作業ということになる。これは「記載状況の相違点に対する価値判断を逃避もしくは先送りしている」行為であり、「異本対照者は異本注記の記載内容に対する責任を負わない」ということにもなる。すなわち、異本を対照した際に、当該本の記述の方が「誤りである」と判断できる場合には、異本注記を記すよりも、直ちに本文を訂正する方が自然であるし、直接的な問題解決の方法と思われる。

すると、異本注記は、「記述が正しいのか否か」という問題の結論を先延ばしにするための方策であるかのように思われるが、場合によっては、当該本自体の権威や、また、当該本の筆者や、所有者に価値を認める場合には、誤記の指摘を記入することを躊躇して、異本注記に留める配慮をすることもあり得るかもしれない。

さらには、異本対照者が相違点に対して判断を下す立場にない場合も考えられる。例えば、別人に異本対照作業を依頼された場合である。この場合、対照作業は異本からの情報収集のみにとどまり、その収集された相違点に対する判断は、後日、依頼者自身が行うことになる。この場合の異本注記の記入は、後日の清書作業を予定した下書きの作

成を目的とした作業であるとも言える。そして、一般論からすれば、この際の異本対照作業者と作業依頼者との間には、学識の差異が存するものと推測される。

また、異本対照作業が、当該本の不備を補訂することを目的とするのであれば、異本の方の誤りについては、当然のことながら付記することは目的にない。<sup>50</sup>

右のように、相違点に対する価値判断が不能である場合や、価値判断を別人がするのであれば、異本対照者は、相違点が存在するという情報のみを異本注記として記入すればよいことになる。今回の『調』字と『瀾』字の相違についても、そうした状況下にあったのかもしれないが、しかし、このケースにおいては、異本注記に「ある意味」を含ませた可能性が考えられる。

それは、〈a〉の『𪛗』は『𪛘』を書き崩したものと了解釈自体が誤りである可能性があることを発端とする。漢字の部首である『言』と『𪛘』について、両者を書き崩した場合、『言』と『𪛘』はその字画が近似することがある。

名義抄の親字は楷書体を原則としており、注記もそれを踏襲している。しかし、それは原則論であって、特に注記においては書き崩された書体になってしまうことも少なからず存する。<sup>51</sup>とすれば、資料B-15の西念寺本の「瀾イ本」の「瀾」字は、先に述べたように、一見すると『𪛘』であるかのように見えはするが、改めて見直してみると、『𪛘』ではなく、『言』を書き崩したものであると解釈することができないわけではない。

実際には、資料B-15の西念寺本の欄に示したように、異本注記「瀾イ本」の「瀾」字の偏の部分は『言』を書き崩したものであるよりも『𪛘』を書き崩したもののように見えるのではあるが、一般的に見られる西念寺本の不確実な書写態度の現状からすれば、『𪛘』であるかのように見える「瀾」字の偏の部分が、本来は『言』を書き崩したも



のであったとしても、ありえないとは言いきれないというのが現実である。そこで、先の〈a〉案は、次の〈a-2〉のように解釈を改めることができる。

〈a-2〉 異本対照者は、「偏」の相違に着目し、「言」の字画が異本では「讠」になっていることを示したかった。「讠」は『言』を書き崩したものと考える。

この、「讠」が『讠』でなく『言』を書き崩したものであると解釈する〈a-2〉案にしたがうならば、異本注記「瀾イ本」は、字体の相違を指摘したものではないという可能性があり得ることになる。つまり、西念寺本の「瀾イ本」は、異体字注記「調字」の〈A〉「調」の「偏」が楷書体で「言」と書かれていることに対する相違を示したもので、異本対照時の視点が、字体の相違だけではなく、書体の相違も含んでいるということになる。

しかし、異本対照者が、字体の問題と書体の問題を弁別可能であったか否かということは、不明と言わざるを得ないので、ここでは、「異本対照者は書体が相違していた場合にも異本注記を付記することがあり得る」ということまでとしたい。

とすると、表B-151aの〈b〉〈c〉のいずれも、まずは、

〈b〉 異本対照者は、「旁」の相違に着目し、「門」の字画が異本では「冂」になっていることを示したかった。

〈c〉 異本対照者は、「旁」の相違に着目し、「东」の字画が異本では「東」になっていることを示したかった。

というように、見かけ上の相違を把握するに留め、〈b〉の「門」と「門」、〈c〉の「東」と「東」の相違が書体の相違を指摘したものとしては理解しないでおく方がよいと思う。これは異本対照者における書体に対する理解の有無を問わない代わりに、異本対照者の字画の相違に対する注意力を評価し、結果的に「異本の状況を正確に伝えている」ということを認めるものでもある。

ゆえに、本項目においては、表B-15-aの三つの相違点は、全てそのまま理解することになり、とすれば、最初の〈a〉案は、字体の相違を判別して『調』と『瀾』の相違を指摘していることに対して、〈a-2〉案は、書体の相違を判別し、それを異本注記で示したことになる。

しかし、〈a-2〉と〈b〉〈c〉を同時に認めて、異本対照者が書体に対する理解を得ていたとすると、全く別の解釈も可能となる。すなわち、〈a-2〉において、偏の「言」を書き崩し、〈b〉において隣の「門」を書き崩した人物が、〈c〉において楷書体の「東」を記していることには意味があるのではないかということである。

西念寺本の異本注記「瀾イ本」の「瀾」字において、「東」の字画のみ楷書体としたのは、「東」だけを正確に記したかったという意志の表れではないかと考えることができる。「言」「門」「東」を書き崩した「言」「門」「東」という字画については、一般的に殊に珍しいものとは思われない。とすれば、異本対照者においても「言」「門」「東」と「言」「門」「東」の関係を知っていたと推測することは、不自然なことではないと思う。そして、「異本注記は相違点を明確に指示する必要がある」という異本注記の基本原則にしたがえば、西念寺本の異本注記「瀾イ本」の「瀾」字においては、ただ一箇所、字画が楷書体で示されている「東」の部分に着目する必要があるのではないかと考えるのである。

現実には、異本の「言」「門」に相当する字画が楷書体で記されていたかどうかは分からないが、ただ一箇所「東」

については、異本において楷書体で明確に記されており、それにより、西念寺本の「調字」という注記の〔A〕「調」字で「东」と記されていることと相違していると判断されたのではないだろうか。さらには、その「东」と「東」の相違を際立たせるために、敢えて、楷書で記されていた『言』や『門』の字画を「レ」や「門」のように書き崩したのではないかということが考えられる。資料B-15の異本注記の記され方とは異なり、異本においては、『言』『門』『東』の全てが楷書体で記されていた『調』字であった可能性もあるのではないかということである。そして、その場合の『調』字は、資料B-15の観智院本・高山寺本の記述と一致することになる。

資料B-15の西念寺本の項目全体は、本文と異本注記の筆跡が同筆であるように思われることから、異本対照作業は現存の西念寺本の成立以前の写本の段階でなされていたように推測される。とすれば、現段階においては『シ』で記された写本が確認されていないので、「レ」を『言』と解釈する方が優位ではあるが、右で、『言』であるか『シ』であるかと解釈が分かれた点についても、対照作業時には、第三者にも容易に判別可能なように明確に記されていた可能性が、もちろんある。

右には、異本対照者が意図的に相違点である楷書体の『東』以外の字画を草体化した旨を述べたが、仮に、書体の相違を理解しない人物が異本対照を行ったとする場合には、『東』と「东」の関係を理解しない人物であった可能性もあるということになるから、異本対照者は単に見たままの相違点をそのまま〔B〕「調」と記しただけという解釈が一番正しいのかもしれない。

18、「倅イ本」(15才)

資料 B-16

高山寺本	西念寺本	観智院本
倅 副、 千内 友	倅倅倅倅倅倅 倅イ本 千内 人 副、	倅倅倅倅倅倅 副、 千内 人
倅倅倅倅倅倅 倅同		
16才	15才	仏上 28

資料 B-16 の西念寺本の標出漢字の一字目目の「倅」の右の「倅イ本」という注記が観智院本に見えない。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この「倅イ本」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。資料 B-16 の項目は、各写本において標出漢字の異体字が多く示された項目となっている。そして、それら異体字の記載状況は写本間で微妙に相違しているので、ここでの考察を進める上では、その相違が字形的なものか、字体的なものかを判別し、写本間の異体字の対応関係を確認しておく必要がある。そこで、まず、資料 B-16 の各異体字を字形に基づいて活字化し、各写本の標出漢字（異体字）と西念寺本の異本注記に①②③……のように番号を付し、表 B-16 a に、各写本間の標出漢字（異体字）の対応関係を整理して示すこととした。但し、配列については便宜的に観智院本にしたがい、その他の注記は省略した。

表 B-16-a

⑥ 倅 ⑤ 倅 ④ 倅 ③ 倅 ② 倅	① 倅	観智院本
⑥ 倅 ⑤ 倅 ④ 倅 ③ 倅 ② 倅	⑦ 倅イ本 ① 倅	西念寺本
④ 倅	③ 倅 ⑤ 倅 ② 倅 ① 倅	高山寺本

において「十」に相当する字画の「一」を撥ね上げて「亅」としていることに気づく。<sup>52</sup> 資料B-16の項目の標出漢字

高山寺本	西念寺本	観智院本
① 倅 副、千内反	① 倅 ⑦ 倅イ本	① 倅
② 倅	② 倅	② 倅
③ 倅	③ 倅	③ 倅
④ 倅	④ 倅	④ 倅
⑤ 倅	⑤ 倅	⑤ 倅
⑥ 倅	⑥ 倅 副、千内人	⑥ 倅 副、千内人

資料B-16に示した各写本の標出漢字の字画の様子を見ると、西念寺本・高山寺本の各標出漢字は、末尾の字画を「十」としていることで一致していると言える。その点、西念寺本の⑤「倅」は例外だが、それについては後で考察することとする。

さて、そうした西念寺本・高山寺本の「十」の字画に対して、観智院本においては、六つの標出漢字の「倅」「倅」「倅」「倅」「倅」「倅」の全て

は、いわゆる『倅』<sup>53</sup>字に關係する項目であると考えられるので、西念寺本・高山寺本において末尾の字画を「十」としている点は何ら問題はないが、觀智院本の末尾を撥ねて「J」とする字画は、觀智院本の書写者の「書き癖」と考えられる。これにより、ここでは、末尾の「十」の字画の「一」と「J」を字体としては区別しないこととし、表B-16-aを作成した。

ところで先に例外とした西念寺本の⑤「倅」は、末尾の「十」の字画の縦画を幾分撥ねて「J」としているように見えますが、詳細を見ると、これは終筆部において、単に筆がやや引つ掛かってしまっただけであるような、力の抜けた「撥ね」であるような印象があり、積極的に「撥ね」の字画を形作ろうと意識したものではないように思われる。

また、同じ西念寺本の⑤「倅」の傍の冒頭も、初画の「一」が二画目の「一」の終筆部に接触しているように見えるが、これも通常の『上』を記そうとして、やや字画構成のバランスを崩してしまっただけのものと考ええる。

右のように解釈すると、西念寺本の⑤「倅」は、続く⑥「倅」と同じ字体を書こうとして書き損じたものになってしまったようにみえるが、そうではなく、この西念寺本の⑤「倅」と⑥「倅」の關係は、同じ西念寺本の①「倅」と②「倅」の關係と同様であるものと考えられる。

すなわち、西念寺本の①「倅」と②「倅」の相違は、末尾の字画の「十」の縦画である「一」が、「上」の直下から記されるか否かを問題としており、「上」と「十」の間の二つの「人」を縦画「一」が左右に分けるか、それとも、縦画「一」は二つの「人」を左右に分けずに、単に末尾の「十」の上に二つの「人」を乗せているかどうかにある。これは觀智院本の①「倅」と②「倅」の關係と同様である。

表B-16-aの対照表を見ると、西念寺本の⑤「倅」と⑥「倅」は、それぞれ觀智院本の⑤「倅」と⑥「倅」に対応

していることがわかる。この観智院本の⑤「倅」と⑥「倅」の関係は、右に述べた観智院本の①「倅」と②「倅」の関係と同様であり、末尾の「十」の縦画「丨」が、「十」の上の二つの点「ノ」を左右に分けるか否かの相違により、字体を区別しているものと思われる。

ゆえに、その観智院本の⑤「倅」⑥「倅」と、西念寺本の⑤「倅」⑥「倅」が対応しているのであれば、本来の西念寺本の⑤「倅」は、西念寺本の②「倅」や観智院本の⑤「倅」のように、「十」の縦画の「丨」が二つの「ノ」を左右に分けない、縦画の「丨」が低い位置から起筆される字体で、「十」の縦画の「丨」が二つの「ノ」を左右に分ける西念寺本の⑥「倅」と対立する字画の異体字であったはずである。

以上により、観智院本と西念寺本の異体字の対応関係は整理されたものと考えられる。さて、表B16-aに見るように、高山寺本では、この西念寺本の⑤「倅」、観智院本の⑤「倅」に相当する異体字が見えない一方で、西念寺本・観智院本に見えない②「倅」が存在する。西念寺本の⑦「倅イ本」の「倅」字は、いわゆる『倅』の字画の一部である『九』の末尾を撥ねてはいないが、高山寺本の②「倅」と同じ字体を示しているということは容易に推測される。

恐らく、高山寺本の②「倅」のような字が、転写の過程で、西念寺本の④「倅」、観智院本の④「倅」のように変形し、字画の『九』が『九』のように記されるようになったものと思われる。そして、その本来『倅』であったものが西念寺本では④「倅」のように変化したために、その後の異本対照作業においては、『倅』字が西念寺本に存在していないと判断されて、異本注記⑦「倅イ本」が付記されることになったものと思われる。

異本注記⑦「倅イ本」は、標出漢字の冒頭の①「倅」の右に記されているが、資料B16の観智院本・高山寺本の様子からも、冒頭の標出漢字が『倅』字である写本は確認されない。字体的に見れば、六つの標出漢字の中では、やはり西念寺本においては、④「倅」が近似しているというものの、この項目では、『十』の縦画の『丨』が『丨』

の直下から記されるか否かというような微妙な区別を必要とするところから、異本対照者においては、字画の『九』と『尢』の相違についても、弁別のための重要な相違点であるかのように考えてしまい、異本に記されている「倅」字が、西念寺本の六つの異体字のいずれかに相当するものとは考えられず、七つ目の異体字の存在を推測させてしまったのではないかと考える。そのため、異本注記⑦「倅イ本」の記載場所の決定を困難にさせたのではないだろうか。そして、思案の結果、冒頭の①「倅」の右に記すことで、当該本のいずれかの異体字に対応するものではないことを示そうとしたのではないかと考える。

対応する異体字が存在しないということを示すのであれば、もちろん冒頭以外の箇所も考えられるのであるが、冒頭の①「倅」と②「倅」字の傍を選んだのは、異体字の変形形として、『卒』と『卒』の關係が一般的によく知られるデザインであったからではないかと考える。②「倅」字ではなく、①「倅」の右に配したのは、偶々、①「倅」が冒頭であっただけのことと考える。

この西念寺本の異本注記⑦「倅イ本」の記載場所の問題からすれば、異本においては、六つの異体字が同じ順序で配列されている西念寺本と観智院本の関係のようにはなっていないかと推測される。文字数や配列が同じであれば、異本で発見した「倅」字が、西念寺本の④「倅」に対応するであろうことは、両者の字形の類似から、さほど無理なく関係付けられると思われるからである。そこで、高山寺本に②「倅」字が見えることから、西念寺本とは異体字の字数や配列順が異なる高山寺本のような記載状況の写本が、異本対照で用いられた写本であるのではないかと推測される。

※紙面の都合により本稿を分載致します。以下続。



## 注記

(38) (14) の草川氏の『五本対照類聚名義抄和訓集成』では、この西念寺本の⑦「ソソク」の例を『ソメク』と解して『ソメク』の項に配されている。因に、『ソメク』の項には高山寺本の⑥「ソヌク」の例を列挙せず、高山寺本の⑥「ソヌク」については、『ソヌク』の項目を別に立てられている。

(16) の中田氏の『古語大辞典』の「ぞめく」の項目では、資料B-11の観智院本の例を用例としている。そして、その語誌には、観智院本の「闊」(法下78)項目に「ソヌクとあるが、又はメの誤写」とする。また、「ソ」に清音の声点があることから、「ぞめく」は「そめく」から濁音化したと推測されている。資料B-11の高山寺本の⑥「ソヌク」の「ソ」にも清音の点が付されている。観智院本の「闊」項目と資料B-11の高山寺本と西念寺本の異本注記で『ソヌク』の例が見られることは、『ソヌク』の語形の存否に係わってきそうではあるが、その問題については、今後の課題とする。

(12) の正宗氏は『ソメク』の項目において、観智院本の「恨」(仏上23)の例については、「。此詞字鏡集一本ヲメクあり可考」として、語形自体の問題を指摘している。また、同じ『ソメク』の項目に「闊」(法下78)項目の例を示しているが、実際には「ソメク」ではなく「ソヌク」とあることに触れていない。「闊」の「ソヌク」の「ヌ」については『メ』であることが自明であるとされていたのかもしれないが、誤写などの指摘がないことは不審ではある。

(25) の藤堂氏の『闊』項目では、古訓の例として観智院本の「闊」(法下78)の一例として「ソメク」を挙例している。(13) の長島氏は『闊』字を門構えの部首に配しているが、そこに観智院本の「闊」(法下78)の例として「ソメク」を挙げている。

望月郁子氏(『類聚名義抄四種声点付和訓集成』笠間書院 昭和49年3月)は、高山寺本の「恨」項目、観智院本の『闊』項目の用例として『ソヌク』を認めている。

- (39) (5) の諸橋氏の『大漢和辞典』には、533に「恨」があるが直接的に「ぞめく」「そめく」に関する訓は見受けられない。義が相通するとする10093の「恨」には「せめぐ」「あらそう」の義がある。
- (40) 「世」字については、(5) の諸橋氏の『大漢和辞典』の404に記載がある。
- (41) 「傷」字については、(5) の諸橋氏の『大漢和辞典』の1260に記載がある。
- (42) 標出漢字「傷」の漢字音からすれば、反切の韻母字として〈c〉案の『債』字、すなわち、観智院本の「債」(債)字は、不適合となるから、誤りとなる。しかし、西念寺本の「債イ」は異本注記であるから、仮にここでは「イ」(人偏)の『債』字が記されているのであったとしても、それが異本での状況をそのまま記したのだとすれば、異本注記としての情報価値はともかくとして、行為としてはあり得ないものではない。
- (43) 「債イ」の「債」字を〈c〉〈d〉で『債』『漬』に相当するのではないかと考えたが、『盡』字を書き崩して草体化した字形には、『責』字を書き崩したものに類似するケースがある。
- (44) (2) のdの第8項目「盡、」(資料8)の考察の際は、異本対照のケースを深く考慮しなかったので、この案を採用しなかったが、この案の可能性が最も高いのではないかと思われる。
- (45) 「健」字については、(5) の諸橋氏の『大漢和辞典』の1176に記載がある。
- (46) (21) の集韻(卷九・入聲・曷第十二・689頁)による。
- (47) 「欄」「欄」については、(5) の諸橋氏の『大漢和辞典』に記載を確認できなかった。
- (48) 偏が「言」で、傍の門構えの内部の字画を「東」ではなく「東」とする場合、(5) の諸橋氏の『大漢和辞典』の36142に記載がある。
- (49) 偏が「シ」で、傍の「門」構えの内部の字画を「東」ではなく「東」とする場合、(5) の諸橋氏の『大漢和辞典』の

18722に記載がある。

(50) 異本対照作業は当該本の校訂作業であるから、異本の方が誤記である場合には、それを訂正する必要はないということについて、対照作業によって二つの写本を同時に校訂するケースもあり得ないわけではないが、校訂の方法が異本注記の追記のみである場合、複数の写本の同時校訂が実施されたかどうかについては、特別な記録でもない限り、残された写本からは伺い知ることは不可能と考える。また、二本同時校訂の場合、一方の情報が他方へ記載されたかどうかについては、その二本は互いに知らされないことになり、その箇所が相手方と相違していたという事実は知らされないことになる。

(51) 小林恭治「高山寺本類聚名義抄における書写方針の変化について」(『築島裕博士古希記念国語学論集』汲古書院 平成7年10月)の「音」字など。

(52) 縦画の下部を撥ね上げる特徴が、観智院本の「仏上」の書写者に見られるということは、田村夏紀「観智院本『類聚名義抄』の2人の書写者の漢字字体の違い」(『日本語学会2010年度春季大会予稿集』日本語学会 平成22年5月)に指摘がある。

(53) 「倅」字については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の750に記載がある。

(付記) 本稿は、第七十七回訓点語学会研究発表会(平成9年10月17日 於 山形大学)において、「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏について」と題して口頭発表したものの一部をもとに加筆訂正したものである。